

春江駅周辺地区バリアフリー基本構想（概要版）

▶ 春江駅周辺地区バリアフリー基本構想を策定しました！

本格的な高齢社会を迎える中、誰もが安全に安心して移動できるバリアフリー環境の必要性が高まっています。

本市においては、市の玄関口であるハピラインふくい春江駅（以下、春江駅）は、1日当たり約2,000人の乗降客が利用していますが、エレベーターや身障者対応トイレなどがなく、駅舎のバリアフリー化が課題となっています。

また、駅舎と西口広場との間にも移動の支障となる高低差や傾斜があることから、春江駅及び西口広場の連続的・一体的なバリアフリー化が課題となっています。

このような背景を踏まえ、官民一体となって面的・一体的なバリアフリー整備を進めることを目指し、春江駅及び西口広場を含む春江駅周辺地区を対象として、バリアフリー基本構想を策定しました。



1. 基本方針

▶ 施設のバリアフリー化と「心のバリアフリー」の実現に取り組みます！

高齢者や障がい者だけではなく、あらゆる人が利用しやすい施設や移動空間の整備が必要であることから、多くの人々が利用する生活関連施設や経路を中心にユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに取り組みます。

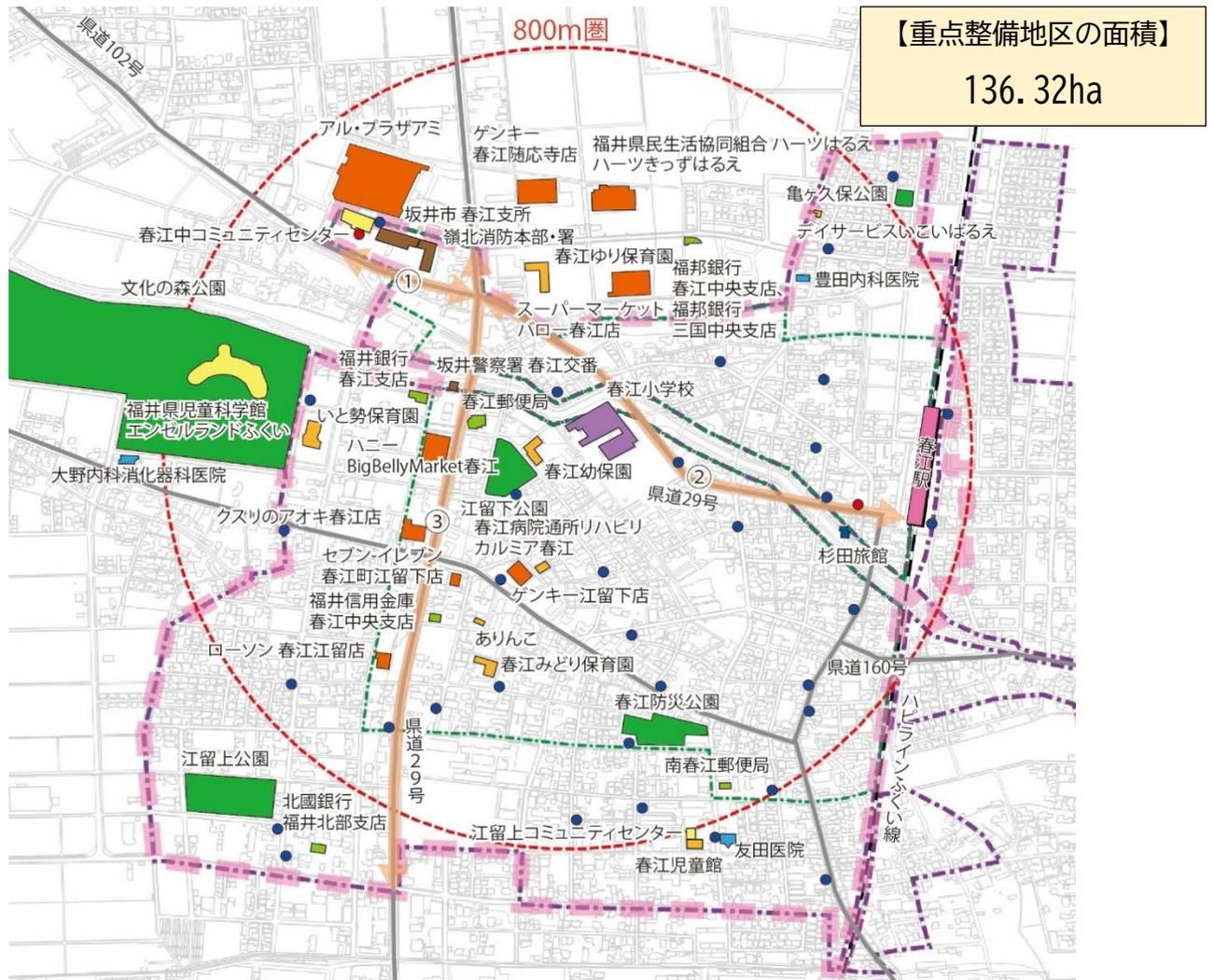
さらに、市民一人一人が支援を必要とする方々の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるよう「心のバリアフリー」を推進します。



2. 本構想の対象

▶ 「春江駅駅舎及びその周辺」のバリアフリー化を重点的に進めます！

春江駅周辺の状況や位置づけを踏まえ、本構想の対象は「居住誘導区域（春江駅周辺）で春江駅駅舎及びその周辺」を基本としたエリアを設定します。



凡例

重点整備地区	生活関連施設	その他
重点整備地区	旅客施設	都市機能誘導区域
	商業施設	居住誘導区域
生活関連経路	公共公益施設	鉄道
生活関連経路	教育施設	路線バス停留所
県道	公園	イータク停留所
	医療施設	
	宿泊施設	
	福祉施設	
	金融施設	
	官公庁施設	
	路外駐車場	

■重点整備地区

旅客施設を中心とした地区、高齢者や障がい者などが利用する施設が集まった地区

■生活関連施設

日常的に多数の人が利用する、または、高齢者や障がい者などの利用が多い施設

■生活関連経路

生活関連施設を相互に結ぶ、多くの人が利用する経路で、優先的にバリアフリー化の必要性がある経路

3. バリアフリー化に関する取組方針

▶ 公共交通機関と歩行者空間のバリアフリー化を重点的に進めます！

移動の円滑化を促進するため、本市の関係部署が一体となって取組を進めるとともに、国や県または民間事業者と連携し、可能なところから一体的・連続的なバリアフリー化に向けた整備や補修を推進します。

鉄道駅・バス等のバリアフリー化

- ・ 春江駅における出入口からホームまでの連続するバリアフリー化された経路の確保
- ・ 春江駅における高齢者や障がい者等が利用しやすいトイレへの改修及びその案内表示の設置
- ・ 西口広場などにおける歩行者・自動車・自転車の動線整理（歩車分離）の徹底
- ・ 車いすやベビーカー利用者にも配慮した安全な送迎スペースの確保
- ・ 鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシー等、移動手段の確保による誰もが安全で円滑に移動しやすい交通体系の構築
- ・ バス停留所の必要箇所における視覚障がい者誘導用ブロックの設置
- ・ 乗降負担の少ないノンステップバスなど、車両入替のタイミングにおける計画的な導入



道路等のバリアフリー化

- ・ 視覚障がい者誘導用ブロックの適切な整備・補修
- ・ 歩道と車道との段差、勾配の緩和
- ・ バリアフリーに配慮した側溝蓋やグレーチングなどの工作物の施工



交通安全施設等のバリアフリー化

- ・ 交差点部における道路横断の安全確保に資するバリアフリー化に対応した信号機の整備



心のバリアフリー

- ・ 高齢者、障がい者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する心のバリアフリーの啓発・広報活動及び様々な機会を活用した幅広い教育活動等の推進
- ・ 事業者・施設設置管理者における移動等円滑化を図るために必要な職員の教育訓練
- ・ 歩道や視覚障がい者誘導用ブロック上へのはみ出し看板や迷惑駐輪、交通マナー等の問題によりバリアが発生している事案に対する啓発活動等を通じたモラル向上のための取組の促進



4. 心のバリアフリーの実現に向けた取組

▶ 高齢者や障がい者などへの理解とバリアフリー社会の醸成を目指します！

心のバリアフリーを実現するためには、市民一人ひとりが高齢者や障がい者などの特性を理解し、接することができる社会を目指すことが重要です。そのため、庁内の関係部署が一体となった取組を進めるとともに、国・県や教育機関、民間事業者等と連携しながら、市民に対する啓発・情報発信等の取組を計画的に進めます。

児童、生徒、学生の理解を深めるために学校等と連携して行う取組

- ・小中学校、高等学校における障がいのある方との交流活動の実施による障がい者理解の推進
- ・小中学校、高等学校における児童・生徒が主体となったバリアフリー関連学習の推進



住民や事業者等の関係者の理解・協力を得るための取組

- ・点字ブロックや障がい者用駐車場等、その目的や適切な利用に関するポスター作成によるマナーアップの推進
- ・声かけや支援のきっかけとなる「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」の普及促進
- ・市の広報紙による学校における活動内容紹介記事の掲載
- ・市の広報紙やホームページ等を活用して優れた取組を紹介するなど、共生社会に向けた広報活動の推進
- ・主に公共交通事業者や重点整備地区内の事業所を対象としたバリアフリー講演会の開催
- ・障がい者が利用する車椅子や白杖など、市民が参加するイベントを活用した体験型の啓発活動の実施
- ・心のバリアフリーに関するパンフレットの作成



事業者等における心のバリアフリー促進への取組

- ・公共交通事業者による駅構内や車内におけるポスターや車内放送を通じた啓発活動
- ・公共交通事業者や事業所を対象としたバリアフリー講演会への参加、職場における従業員を対象とした接遇研修の実施
- ・点字や多言語及び拡大文字メニューの作成、筆談ボード、手話でのコミュニケーションなど、障がい者や外国人等が利用しやすいサービスの提供

